

【第11次大分県交通安全計画体系図】

交通安全対策基本法第25条第1項
都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

交通安全基本計画（中央交通安全対策会議）

交通安全基本計画の目標（令和7年度までに）
① 交通事故死者数を2,000人以下にする。
② 交通事故重傷者数を22,000人以下にする。

基本理念

交通事故のない安全で安心して暮らせる大分県を目指して
～優しいマナーと思いやりの運転県おおい～

第11次大分県交通安全計画（大分県交通安全対策会議）
【計画期間】令和3年度から令和7年度までの5年間

第10次大分県交通安全計画の目標
令和2年度までに
① 交通事故死者数を39人以下
② 交通事故負傷者数を5,900人以下

	H28	H29	H30	R1	R2
死者数	42	44	39	41	43
負傷者数	5,862	5,332	4,609	3,765	3,020

※5年間の平均死者数は41.8人

死亡事故の特徴

- 死者の約7割が高齢者(138人/209人)
- 死者の約4割が歩行者(88人/209人)
- 歩行中の死者のうち道路横断中が約8割(68人/88人)

道路交通事故のない社会を目指して

数値目標

道路交通の安全についての目標（令和7年までに）

- ① 交通事故死者数を34人以下にする。
- ② 交通事故重傷者数を220人以下にする。

＜大分県長期総合計画＞

「安心・活力・発展プラン2015」

- 令和6年までに
- ① 交通事故死者数を35人以下
 - ② 交通事故負傷者数を4,100人以下

道路交通の安全についての対策

重視すべき6つの視点

- ① 高齢者及び子供の安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③ 生活道路における安全確保
- ④ 先端技術の活用推進
- ⑤ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑥ 地域が一体となった交通安全対策の推進

8つの柱

1 道路交通環境の整備

- ① 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ② 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
- ③ 幹線道路における交通安全対策の推進
- ④ 交通安全施設等の整備事業の推進
- ⑤ 高齢者等の移動手手段の確保・充実
- ⑥ 歩行者空間のユニバーサルデザイン化
- ⑦ 無電柱化の推進
- ⑧ 効果的な交通規制の推進
- ⑨ 自転車利用環境の総合的整備
- ⑩ ITSの活用
- ⑪ 交通需要マネジメントの推進
- ⑫ 災害に備えた道路交通環境の整備
- ⑬ 総合的な駐車対策の推進
- ⑭ 道路交通情報の充実
- ⑮ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

2 交通安全思想の普及徹底

- ① 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ② 効果的な交通安全教育の推進
- ③ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ④ 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- ⑤ 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

3 安全運転の確保

- ① 運転者教育等の充実
- ② 運転免許制度の改善
- ③ 安全運転管理の推進
- ④ 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
- ⑤ 交通労働災害の防止等
- ⑥ 道路交通に関連する情報の充実

4 車両の安全性の確保

- ① 車両の安全性に関する基準等の改善の推進
- ② 自動運転車の安全対策・活用の推進
- ③ 自動車アセスメント情報の提供等
- ④ 自動車の検査及び点検整備の充実
- ⑤ リコール制度の充実・強化
- ⑥ 自転車の安全性の確保

5 道路交通秩序の維持

- ① 交通の指導取締りの強化等
- ② 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- ③ 暴走族等対策の推進

6 救助・救急活動の充実

- ① 救助・救急体制の整備
- ② 救急医療体制の整備
- ③ 救急関係機関の協力関係の確保等

7 被害者支援の充実と推進

- ① 自動車損害賠償補償制度の充実等
- ② 損害賠償の請求についての援助等
- ③ 交通事故被害者支援の充実強化

8 研究開発及び調査研究の充実

鉄道事故のない社会を目指して

鉄道交通の安全についての目標

- ① 乗客の死者数ゼロを目指す。
- ② 運転事故全体の死者数減少を目指す。

鉄道交通の安全についての対策

2つの視点

- ① 重大な列車事故の未然防止
- ② 利用者等の関係する事故の防止

8つの柱

- 1 鉄道交通環境の整備
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 3 鉄道の安全な運行の確保
- 4 鉄道車両の安全性の確保
- 5 救助・救急活動の充実
- 6 被害者支援の推進
- 7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止
- 8 研究開発及び調査研究の充実

踏切事故のない社会を目指して

踏切道における交通の安全についての目標

令和7年までに踏切事故件数を令和2年と比較して約1割削減することを目指す。

踏切道における交通の安全についての対策

視点

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

4つの柱

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 3 踏切道の統廃合の促進
- 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置